

「公立大学法人奈良県立医科大学役員に対する
報酬等の支給基準の変更について」

給与改定等の概要

I 役員報酬改定関係

期末手当の改定

1 令和6年度分（令和6年12月1日施行）

3月合計 0.175 月分支給し、年間支給月数 3.425 月支給（参考：令和5年度 3.35 月支給）

・奈良県特別職給与改定連動分について、0.05 月分支給月数を増

（年間最大支給月数 3.400 月→3.450 月）

・業績反映分について、最大支給月数 0.15 月分に対し 0.125 月分支給（▲0.025 月）

区分	6 月	12 月		計
		12 月支給	3 月支給	
期末手当	1.625	1.625	—	実施 3.250
①特別職給与 改定連動分	—	—	(0.050)	人勧分 (0.050)
			実施 0.050	実施 0.050
②業績反映分	—	—	支給分 (0.150)	(0.150)
			実施 0.125	実施 0.125
計	1.625	1.625	(0.200)	(3.450)
			実施 0.175	実施 3.425

2 令和7年度分（令和7年4月1日施行）

区分	6 月	12 月		計
		12 月支給	3 月支給	
期末手当	1.650	1.650	0.150	3.450

病 院 マ 第 2 7 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会
委員長 垣内 喜代三 殿

奈良県知事 山 下 真

**公立大学法人奈良県立医科大学役員に対する報酬等の支給基準の
変更について（通知）**

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 5 6 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり通知します。